

各種変更があった場合の手続きについて

変更内容		必要書類(1)	必要書類(2)
住所変更(転居)		支給認定変更届書	-
世帯構成	婚姻 (同居開始日が婚姻より前の場合は、その日を基準とします。)	支給認定変更届書	・就労等証明書(婚姻により父又は母となる方) ※未入籍でも同居人の方書類が必要となります。
	離婚	支給認定変更届書	-
	その他	支給認定変更届書	・状況に応じて必要な書類
氏名変更		支給認定変更届書	-
就労状況	就職 転職 就労時間変更	支給認定変更申請書 (保育必要量などの認定に変更がある場合のみ必要) ※就労開始日または就労時間の変更日の翌月1日から保育必要量(短時間・標準時間)の変更が必要な場合は、事前に支給認定変更申請書と就労等証明書の提出が必要となります。	・就労等証明書(父又は母)
	退職	支給認定変更申請書	(1)次の勤務先が決定している場合は就労等証明書 (2)求職活動を行う場合は就労以外の事由による証明(ハローワーク登録カードのコピー又は積極的な求職活動の事実を証する書類の添付)
	妊娠・出産	支給認定変更申請書	母子健康手帳のコピー (①表紙 ②分娩予定日が記入されているページ)
	育児休業を取得	支給認定変更申請書	・育児休業取得に伴う保育施設等在園児の利用継続申請書 ・育児休業証明書
	年度途中で育児休業から復職	支給認定変更申請書	-
	上記以外で保育の利用を必要とする事由の変更(疾病、障がい、介護・看護、就学)	支給認定変更申請書	・就労以外の事由による証明(疾病・障がい証明書、介護・介護証明書の添付)
保育必要量の変更	支給認定変更申請書	・就労等証明書又は就労以外の事由による証明(疾病・障がい証明書、介護・介護証明書の添付)	
退園(羽曳野市外へ転居を含む)	退園届	-	
支給認定証の再交付	支給認定証再交付申請書	-	